

週休2日の取組

令和8年1月

農村振興局整備部設計課 施工企画調整室

- 建設業は、良質な社会資本の整備を通じて国民生活に貢献するという重要な役割を担っていますが、一方で他産業と比較して労働時間が長く、休日数が少ないことが課題となっています。労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の担い手を確保するためにも、休日数を増やし、より働き易い職場環境づくりを行っていくことが必要です。
- 農村振興局では、平成29年3月に策定された「働き方改革実行計画」(働き方改革実現会議(議長:内閣総理大臣)決定)において示された、建設業における週休2日の推進等の休日確保の必要性等を踏まえ、各種の取組を行っています。

■ 働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)【抜粋】 (取引条件改善など業種ごとの取組の推進)

建設業については、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保など、民間も含めた発注者の理解と協力が不可欠であることから、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置するとともに、制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組に対し支援措置を実施する。

農村振興局における週休2日のこれまでの取組

(施工企画調整室)

○農村振興局においては、H29年度より一部工事で試行を開始し、H30年度からは原則全ての工事を対象に週休2日を実施。

	対象工事	発注方式	定義	経費補正	成績評価
H29	一部工事のみ	対象工事を選定	工事期間中の全土日数以上の現場閉所	達成状況に応じて間接費を補正(現場管理費、共通仮設費)	
H30	原則全ての工事(災害復旧工事等除く)	大規模工事など 受注者指定方式	工期全体で4週8休以上の現場閉所	・補正の対象を拡大(労務費、機械経費(賃料)) ・達成状況により4週8休から4週6休までの各補正率で精査	達成した場合は加点評価 発注者指定方式で週休2日に取り組む姿勢が見られず未達成の場合は減点評価
R1		受注者希望方式		発注者指定方式は経費補正を当初から計上	
R2	災害復旧工事等の試行開始(交替制)		交替制の試行開始		
R3					
R4	施設機械工事の試行開始				
R5					
R6				・補正対象の拡大(標準単価) ・4週8休に満たない場合は補正しない	
R7		原則全ての工事	月単位で4週8休以上の現場閉所	月単位・週単位の補正設定 補正の対象を変更(対象外:機械経費(賃料))	

発注方式

・発注者指定方式

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式

・受注者希望方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対して

週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

週休2日の定義

・現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所等での事務作業を含めて
1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態

具体的な現場閉所の例は「問合せ・回答」を参照

・交替制

技術者及び技能労働者が交替しながら休日を確保する取組

・週単位の週休2日*

対象期間において、全ての週で2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態

・月単位の週休2日*

対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態

・通期の週休2日*

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態

* : 交替制の場合は、現場閉所を技能者及び技能労働者の休日を確保に読み替える

・4週8休

現場閉所の割合（現場閉所率=現場閉所日数/当該月の対象期間）が、28.5% (8日/28日)の水準の状態

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、
4週8休 (28.5%) 以上を達成しているものとみなす

* : 交替制の場合は、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合 (休日率=休日日数/当該月の対象期間) が28.5% (8日/28日) の水準の状態

・対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間

年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間**2 (受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など) は含まない。

* : 交替制の場合は、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は含まない

**2 : 災害その他避けることのできない事由がある場合であり、労働基準法第33条に該当すると認められる場合等

- 平成29年度より週休2日の達成状況に応じた補正係数を導入。
- 令和7年度も補正係数を継続し、週休2日の取組を支援。

R7年度の週休2日補正

	工期単位(4週8休)	月単位	週単位
＜現場閉所＞	補正なし	労務費:1.02 共通仮設費:1.04 現場管理費:1.05	労務費:1.02 共通仮設費:1.05 現場管理費:1.06
＜交替制＞	補正なし	労務費:1.02 現場管理費:1.02	労務費:1.02 現場管理費:1.03

【補正方法】

○労務費 = 労務費合計 × 週休2日補正係数（※小数点以下切り捨て）

○共通仮設費(率分) = 対象金額 × 共通仮設費率 × 施工地域を考慮した補正係数
× 週休2日補正係数（※小数点第3位四捨五入2位止め）

○現場管理費(率分) = 対象金額 × 現場管理費率 × 施工地域を考慮した補正係数
× 週休2日補正係数（※小数点第3位四捨五入2位止め）

月単位で週休2日を達成した工事の判定

(施工企画調整室)

○工事期間中に受注者より提出された現場閉所を確認できる資料(現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等)により、達成状況を確認。

「月単位の週休2日」

→対象期間において、すべての月で4週8休(28.5%)以上の現場閉所を行ったと認められる状態

「月単位の週休2日」を達成

1月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

※1/1～1/3は対象外

→35.7% (10日/28日)

「月単位の週休2日」を未達成

1月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

※1/1～1/3は対象外

→35.7% (10日/28日)

2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

→28.5% (8日/28日)

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→29.0% (9日/31日)

月単位の週休2日について、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に4週8休以上の閉所を行ったとみなす。

(例 1)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

暦上の土日では25.8%(8日/31日)だが、その月の土日合計日数(8日)を満足しているため、月単位の週休2日を達成。

(例 2)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

対象期間が限られた場合においても同様。期間内の暦上の土日では20.0%(2日/10日)だが、その月の土日合計日数(2日)を満足しているため、月単位の週休2日を達成。

(例 3)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5	6	7	8

地元対応やコンクリート打設後の養生期間などやむを得ない場合は、翌月への振替休日等により週休2日を確保することとする。(振替となった日は、翌月の作業日としてカウント)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

対象期間において、1ヶ月でも達成できていない場合は「未達成」となる。

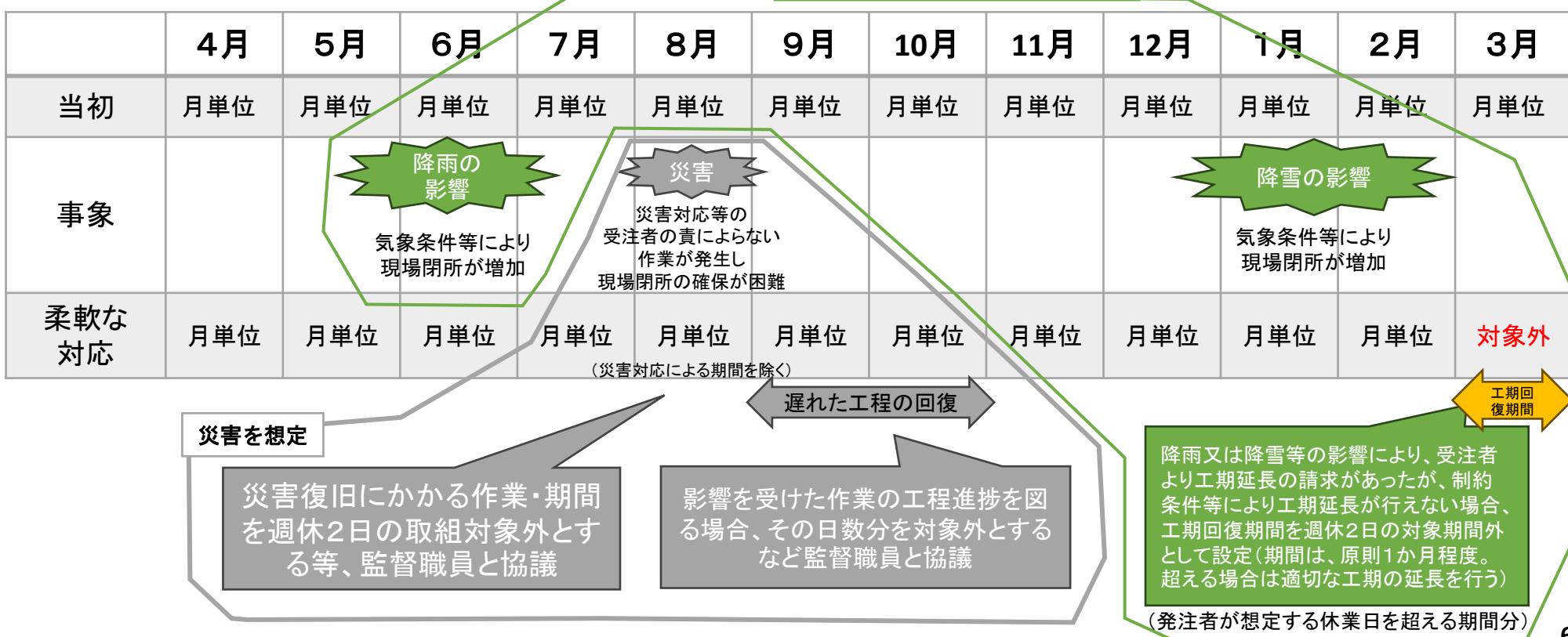
受注者の責によらない事象への対応（柔軟な対応）

(施工企画調整室)

- 災害等の事象発生により施工日が制限され、当初契約した工期では週休2日の達成が困難となる工事が存在。
- 受注者は、工事請負契約書第22条第1項の規定により発注者に工期の延長変更を請求。
- 発注者は、必要があると認められるときは工期を延長しなければならないが、現場条件等により工期延長を行えない場合、柔軟な対応により週休2日制度を推進。

柔軟な対応のイメージ

対象期間中の降雨・降雪等を想定



週休2日の取組 概要フロー

(施工企画調整室)

原則

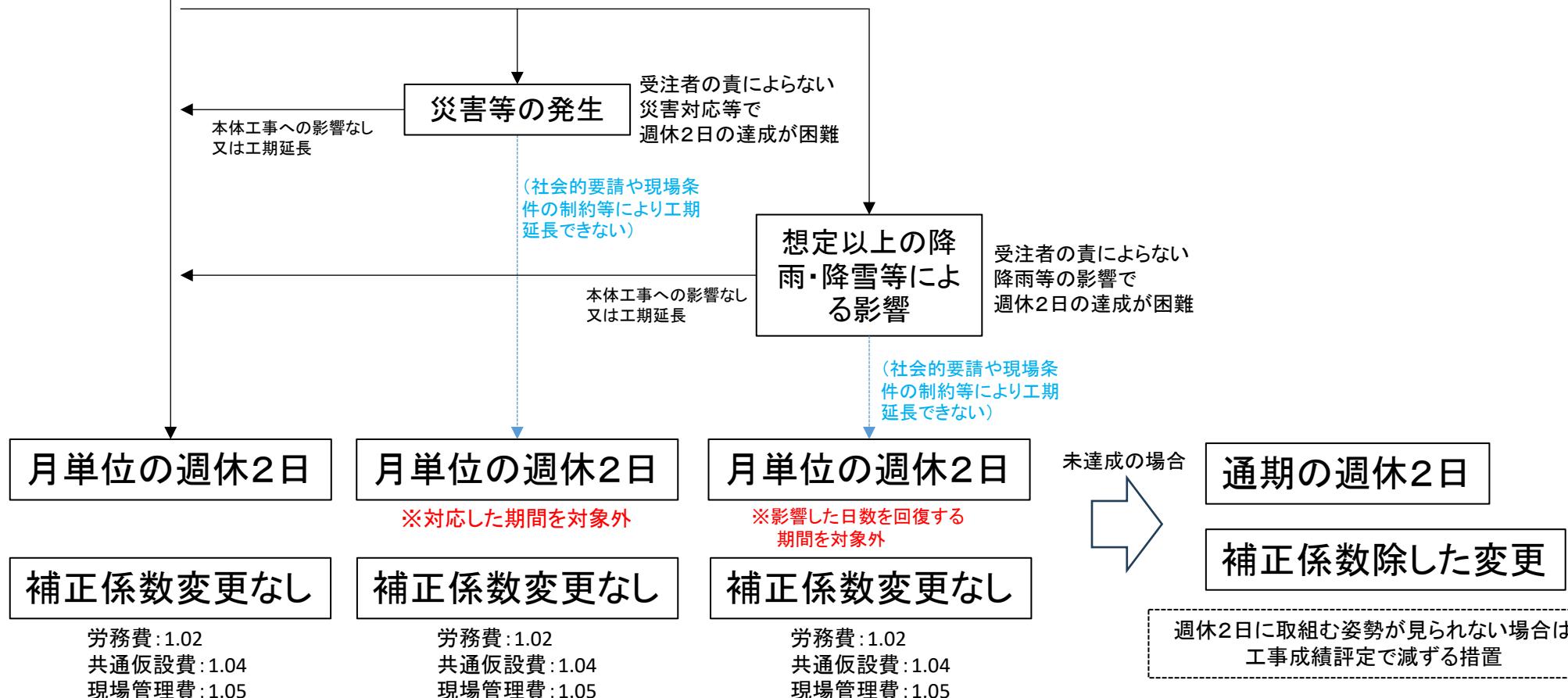
月単位の週休2日

※受注者が週単位を選択した場合は
週単位と読み替える

社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事

- ・交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事、
連続施工せざるを得ない工事、災害復旧工事等

月単位週休2日交替制



Q 1：工事着手日の定義とは。

A 1：土木工事共通仕様書の用語の定義における、「「工事着手」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。」ことを指し、詳細設計又は工場製作のみ実施している期間は除き、工事範囲内で何らかの作業に着手した日となります。

Q 2：工事完成日の定義とは。

A 2：設計図書に示された全ての工事が完了し、設計図書により提出が義務付けられた工事記録写真等の資料が全て監督職員に提出された日となります。

Q 3：週単位の定義とは。

A 3：週の定義としては7日間単位を示すものであり、何曜日から何曜日との期間は定めていないため、受発注者協議において適宜設定してください。

(例) 1週間とは日曜日～土曜日とし、始期が水曜日であれば、1週目は水曜日～土曜日、2週目以降は日曜日～土曜日として確認する。

Q 4：対象期間には年末年始休暇6日間と夏季休暇3日間は含まないことになっていますが、受注者の都合で年末年始休暇8日間や夏季休暇5日間等に設定して取得する場合の現場閉所日の考え方とは。

A 4：対象期間に定義している日数の前後等に現場閉所を行う場合は、現場閉所日として扱います。

12/27	12/28	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5
年末年始休暇								作業日	
作業日	現場閉所	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	現場閉所	例)年末年始休暇のイメージ

Q 5：「発注者があらかじめ対象外としている内容」とは。

A 5：特別仕様書に定められた、工事の進捗上どうしても作業が必要とされる期間。交通規制やイベントなど、工事の性質上、土日や夜間の作業が避けられない場合。地域住民との調整や地域の要請など、外部要因により作業がやむを得ない場合。

問合せ・回答

(施工企画調整室)

Q 6：現場事務所等とは具体的に何をいうか。

A 6：現場事務所等とは、本社や現場又は現場近傍に設置された、現場事務、休憩、会議等を行う場所の事を言います。

Q 7：施工箇所が点在する工事は、各施工箇所で週休2日を判断するのか。

A 7：施工箇所が点在していても工事全体として1工事単位で判断します。

Q 8：工場製作期間は対象外ですが、製作期間中に当該工事現場で製作以外の作業（事務作業含む）を行っても対象外となるのか。

A 8：工場製作作業のみ対象外であり、工場製作作業と現場作業を並行して実施する場合は、現場作業は対象期間となります。

Q 9：地元対応や協議等の受注者の責によらない要因により、土曜や日曜に作業を行わざるを得ない場合、週休2日を達成するために、閉所日を平日に振替えなければならないのか。

A 9：月単位又は週単位の週休2日においては、閉所日を土日に限定していないため、対象期間内の現場閉所日の割合で判断することになります。なお、上記の作業が長期間に及ぶなど現場閉所が困難な場合は監督職員と協議願います。

Q 10：現場に出勤後、すぐに悪天候により現場作業がなくなった場合は現場閉所日となるか。

A 10：作業等実施せずに、すぐに帰宅等していれば現場閉所となります。ただし、現場事務所等で事務作業などを実施している場合は現場閉所となりません。また、現場作業実施後に悪天候により現場作業を中止した場合においても現場閉所とはなりません。

Q 11：台風接近や豪雨予想により作業を予め中止として閉所したが、現場内巡回作業を含め、現場事務所で職員が待機となった場合は現場閉所となるか。

A 11：台風などの自然要因による現場事務所待機は現場閉所となります。

Q12：大雪のため作業員による除雪作業のみを行い本体工事を行っていない場合、「現場管理上必要な作業」の扱いとして現場閉所としてよいか。

A12：本体工事を伴わず除雪作業のみを実施した場合、当該日に除雪作業を行わなければならない必要性を監督職員と協議し、現場管理上必要な作業という判断であれば現場閉所となります。

Q13：現場での作業を行っていない日に、工場検査等を実施した場合は現場閉所となるか。

A13：現場での作業が行われていなくても、対象工事に関連する対応を行っている場合は現場閉所となりません。

Q14：現場での作業を伴わず、現場事務所等で書類整理を行っている場合は現場閉所となるか。

A14：現場事務所等で、書類整理等の事務作業を行っている場合は現場閉所となりません。

Q15：住民要望等の理由で、交通誘導警備員を24時間体制で配置することとなった場合、週休2日が達成できない工事とみなされるか。

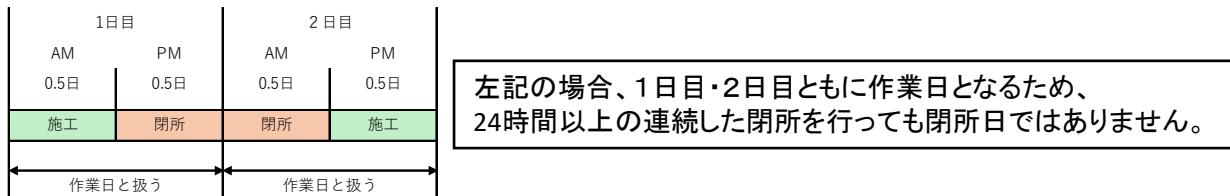
A15：「現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含めて1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡回作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。」としており、交通誘導員については現場管理上必要な作業にあたるとみなされます。ただし、交通誘導員の配置計画において交通誘導員個人が週休2日を確保できている必要があります。

Q16：「現場安全点検や巡回作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。」とあるが、「等」には何が含まれるのか。

A16：現場安全点検や巡回作業等とは、実際の現場作業を伴わない現場管理上必要な作業を想定しており、安全点検、巡回作業、保守点検、台風等の災害対策作業や災害発生時の巡回点検及び第三者災害への防止作業、建設機械のメンテナンス、現場周辺の交通誘導及び現場見学会等を想定している。

Q17：午後のみ休工、又は午前のみ休工とした場合、0.5日閉所となるか。また、当日午後及び翌日の午前等、連続した半日単位で現場閉所を行った場合、あわせて1日閉所となるか。

A17：原則、1日単位で確認するものであり、0.5日閉所とはなりません。また、連続した現場閉所においても、個別に確認するため閉所として扱いません。



Q18：週単位の週休2日を選択し工事実施したが、何らかの事情で週単位は達成できなかった場合、罰則はあるか。ただし、月単位の週休2日は達成している。

A18：罰則はありません。補正係数においては、当初積算では月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じており、週単位の週休2日を達成に応じて週単位の補正係数による増額変更を行うものです。

Q19：梅雨等の時期は作業中止の割合が多くなるため、月単位の週休2日で4週8休を上回る現場閉所を行った場合、次の月に繰越しできる等の運用はあるか。

A19：「月単位の週休2日」の場合、1か月単位で確認することとしており、繰越し等は認められません。ただし、地元対応やコンクリート打設後の養生期間などやむを得ない場合は、振替休日等により休日を取得することを可としています。

Q20：非出水期に工事を完了する必要があるため、工程上週休2日を達成できない。

A20：基本的に週休2日が実施可能な工事規模で発注を行うこととしております。

Q21：受注者の都合によりプレキャスト製品やICT技術の導入による生産性の向上を図る場合、変更協議の対象となるのか。

A21：受注者の都合によるプレキャスト製品導入等は協議の対象となりません。

Q22：通期の週休2日を達成した場合でも履行証明書は発行してもらえるか。

A22：通期の週休2日の取組が標準となっており、令和7年4月1日以降に契約を締結する工事からは月単位又は週単位の週休2日を達成した工事にのみ履行証明書が発行されます。

Q23：「発注者が想定する休業日を超える期間」とは何か。

A23：発注者が工程算定において想定している休日、雨天日、猛暑日等の日数のことで、詳細については監督職員に確認してください。

Q24：受注者の責によらない現場条件・気象条件等の具体例とは。

A24：下記を参考してください。

- ・暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象
- ・工事用地等の確保ができず、施工ができない場合
- ・設計図書と実際の施工条件の不一致又は設計図書の不備等が発見され、施工を続けることが不可能となる場合（工法や仮設計画の見直しのための工事の中断を含む）
- ・文化財調査、反対運動等の外的要因により、施工ができない場合
- ・関連工事との調整により施工ができない場合
- ・発注者が想定している降雨、猛暑日等の日数を上回る場合

Q25：交替制による週休2日において、現場代理人は工事請負契約書第10条第2項で現場に常駐する事となっているため休日取得ができないのではないか。

A25：工事請負契約書第10条第3項「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されていると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」のとおりであり、現場代理人の常駐は必要ありません。

現場代理人が休日を取得する場合は、当該条項に合致する現場条件であることを受発注者で確認することとなります。なお、現場代理人が休日中に作業を行う場合は、現場代理人若しくは主任技術者、管理技術者又は必要な資格を有する代理の技術者が発注者との連絡が確保され、適切な施工ができる体制の確保が必要となります。